

箕 面 市 立 保 育 所

配膳用リフト点検業務委託仕様書
(旭リフト社製)

箕面市立保育所給食配膳用リフト点検業務委託仕様書

1. 委託場所

・ 稲保育所 (箕面市船場西 1 - 1 1 - 9)

2. 対象設備

稲保育所：旭リフト製：(M50) ※昭和59年4月設置

3. 業務期間

契約書と同じ。

ただし稲保育所は、平成31年度以降に民営化を予定しており、民営化を実施する年度までの契約及び業務期間とし、甲と乙が協議し、契約金額の見直しを行うものとする。

4. 一般事項

- 1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき発注者の指示に従い施行すること。
- 2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- 3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、受託者の責任において施行すること。
- 4) 受託者及び業務関係者は、発注者の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- 5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- 6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど発注者と協議し、その指示に従うこと。
- 7) 提出書類 (原則としてA4版とする)
 - ・ 施行後 点検報告書 1部

5. 業務内容

○配膳用リフトの不具合箇所の点検 年1回

6. 実施日及び実施時間

毎年8月末までの時期で、実施時間帯は月から金のうちの14時以降。

7. 特記事項

- 1) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とすること。
- 2) 各部給油・ボルト増し締めは実施する。